

## 市民力というマグマを見た。

### 茨城の水問題を考える - 2 「取手シンポジウム」

4月20日(日) 茨城の水問題を考える連続シンポジウム - 2 「取手シンポジウム」が、取手市福祉交流センターで開かれました。テーマは「どうして高い? どうしてマズイ? 私たちの水道水」。茨城県の水道料金はどうして首都圏で一番高いのか。毎日飲んでいる水道水は本当に安全なのか。難しい水問題を「蛇口」から考えようと、140人の市民が広いホールを埋め尽くしました。

いわゆる有名人が出演したわけでもなく、「水源開発と水道料金」という地味なテーマに、これほどの関心が寄せられたのは、この問題の重さと茨城県民の市民意識の高さに他ならないでしょう。いかに行政や県議会が現実を無視し続けても、市民力というマグマは熱く熱くたぎっています。

**基調講演「無駄な水源開発が高い水道料金を生む」は、水源開発問題全国連絡会共同代表の嶋津暉之さん。**以下のように茨城県の水問題を解明されました。

茨城県の水余りは、都市用水(水道用水+工業用水)で一日80万トン。水道水換算で200万人分が余っている。

都市用水の需要は10数年横ばいであり、2000年をピークに人口減少期に入った茨城県に、これ以上の水はまったく必要ない。

それにも関わらず茨城県は、ハッ場ダム、霞ヶ浦導水事業、思川開発、湯西川ダムに参加しており、62万トンの都市用水をまだ得ようとしている。

4事業の水道分の負担は6都県で一番高く、一人当たり16,891円。二番目に高い栃木県は8,536円ですから、茨城県民の無駄遣いの負担は群を抜いている。

4事業の関連事業を含めた総事業費の負担は42,806円。もちろん6都県一である。一番低い東京都の8,062円の5倍以上になる。

上記は起債利息を含めない裸の数字であるが、起債利息を含めると水道分の負担25,000円。

総事業費の県民負担は1,900億円~2,000億円。県民一人当たり64,000円~67,000円。

水源開発費は国の負担分は全国民で負担するが、県の負担は原則として受益者(むしろ受損者)負担になる。茨城県の水道料金の高い理由は無駄な水源開発にある。

### パネリストの発言(敬称略)

**遠藤保男(水源開発問題全国連絡会共同代表):**東京は最も優れた水道水源「地下水」を削減しながら、保有水源を過小に評価し水源開発に執着している。水需給計画で切捨てた地下水45万トンを含めれば、東京の水余りは220万トンにもなる。ハッ場ダム、霞ヶ浦導水の水は全くいらぬ。

**濱田篤信(霞ヶ浦導水事業を考える県民会議共同代表):**霞ヶ浦の水質研究と対策は富栄養化機構の解明と対策に重点が置かれてきたが、化学物質の総合評価が必要になってきた。今回AOD法で霞ヶ浦と流入河川の調査を行なったが、12河川中8河川で毒性が認められた。水の安全性を確保するために水資源開発事業の点検と見直しが必要である。

**古沢喜幸(土浦市議会議員):**水道事業は原則独立採算制 水道料金収入 - 総費用 = 0 が求められる。どの事業体も県水比率が上がると水道料金は上がる。責任引取量は県の圧力だ。土浦の場合、過大な人口想定と水需要計画を押し付けられ、17年間で34億円も余分に県水を買わされていた。

**近藤欣子(利根川の水と自然を守る取手連絡会運営委員代表):**私は18年間利根川の水質調査をしてきました。最近の利根川はCODの値は悪くはありませんが、透視度は1mから60cmに下がり、心配なのは川底にほとんど生物が見られないことです。化学物質の汚染が気になります。

(裏面「暫定水利権を解体する」に続きます)

暫定水利権を解体する・・・取手シンポの議論から。

ほんとうにホント？

ダムが出来ないと“暫定水利権”が失効して渇水になる。

ハッ場ダムの工期延長の理由に「既に暫定水利権として取手市、守谷市、常総市など 10 市町村に水道水として給水している」と、県当局は説明しました。今年 1 月には、霞ヶ浦沿岸 21 市町村の首長で構成される霞ヶ浦問題協議会が、「暫定水利権を早く安定水利権にして欲しい」と、霞ヶ浦導水事業の早期完成の要望書を橋本知事に提出しました。

毎日あたりまえに飲んでいる水が“暫定水利権”というバケモノで、ある日ふっと消えてしまうらしいのですから、21 市町村長でなくても震え上がります。ちなみに茨城県の水道水の暫定水利権は、ハッ場ダム 4.7 万トン/日、霞ヶ浦導水 2.9 万トン、思川開発 4.3 万トン、湯西川ダム 1.3 万トン、合計 13.2 万トンになります（都市用水は 16.8 万トン）。

暫定水利権はいつどこで発生するのか。

昭和 30 年代、時の建設省は河川・ダム関係の法律をつくり、ダムなどの建設許可と水利権の許可権を一手にしました。どうやらこれが元凶のようです。

現在の河川行政では河川流量に余裕があって実際に取水が可能であっても、ダム等の水源開発事業に参加しなければ（暫定ではない正規の）水利権が許可されることは一切ありません。

河川から新たに取水する場合はすべて新たなダム等の水源開発事業への参加が求められます。そして、国交省はダム等の水源開発が完了するまでのつなぎとして、暫定水利権を各都県等に与え、水源開発から離脱しないようにしていきます。いわば、国交省は、水利権の許可権限をダム等の水源開発事業を推進するための手段に使っているのです。

暫定水利権の正体。

茨城県の場合、ハッ場ダムなど 4 事業の暫定水利権による水利用は 10 数年から 20 年の実績があります。その間、暫定なるが故に支障をきたしたことは一度もありません。何故ならダムがあろうがなかろうが流れている水に変わりは無いからです。

茨城県の都市用水の余剰は 80 万トンに及びます。暫定水利権は 16.6 万トンですから、もともと暫定水利権に頼る必要はないのです。

県の言い分と取るべき対策

茨城県の余剰水は霞ヶ浦開発によって生じました。県は霞ヶ浦にどんなに水があっても不足している地域には水が無い。と言います。

しかし、実際には若干の施設改善を行えば、霞ヶ浦から県西・県南地域に水を回すことは可能です。

そして、そのようなことをしなくても、暫定水利権で取水している川で従前どおりの取水を続けることは可能です。現に今まで支障をきたしていないのですから。

結論 茨城県の水需要は水源開発に参加しなくても 手持ちの保有水源で賄えるものなのです。暫定水利権とは、無駄なダム建設に反対する“市民の口封じ”の道具でしかありません。

### 第 15 回ハッ場ダム裁判

日時 5 月 13 日 (火) 午後 2 時 30 分 場所 : 水戸地方裁判所

今回は証人を誰にするか。証人尋問は何時にするか。勝敗の行方を決める裁判です。

ハッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表：近藤欣子、濱田篤信、柏村忠志  
事務局：神原禮二 〒302-0023 取手市白山 1-8-5 tel/fax : 0297-72-7506